

# 第6期東近江市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

(平成 27 年度～平成 29 年度)

**概要版**

平成 27 年 3 月

東近江市

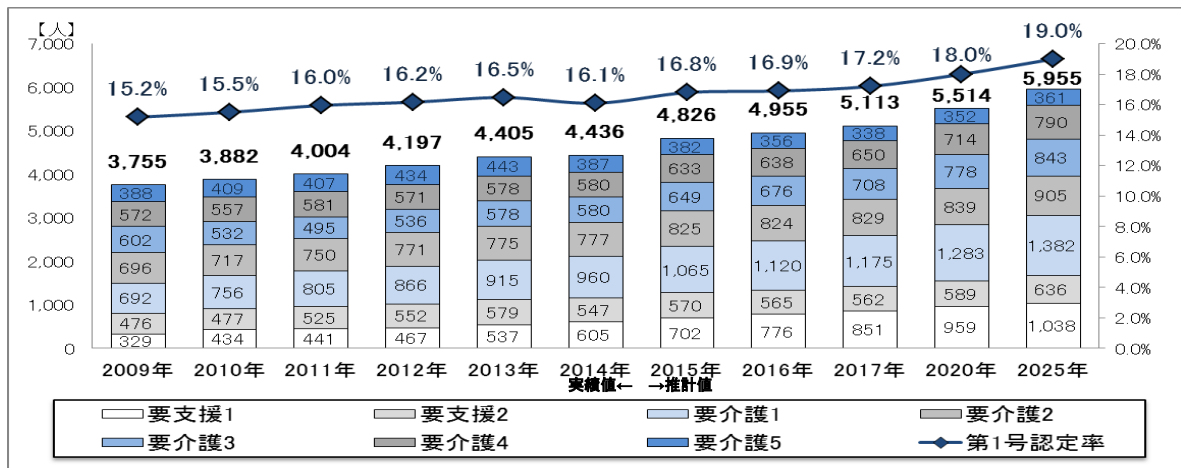
## 計画の趣旨

本市では、誰もが可能な限り住み慣れた地域で、安心して暮し続けられるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが切れ目なく包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

本市の65歳以上の高齢者人口は2010年24,839人、高齢化率（65歳以上の高齢者が総人口に占める割合）21.5%ですが、今後も増加を続け、2025年には高齢者人口30,868人、高齢化率28.7%になると予測されます。それに伴って要支援・要介護認定者数は2014年の4,436人から2025年には5,955人に増加すると予測されます。

第6期の計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、第5期で開始した地域包括ケアの取り組みを発展させ、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策推進等の地域支援事業の充実や介護予防・日常生活支援総合事業に積極的に取り組み、市民が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進める計画とします。

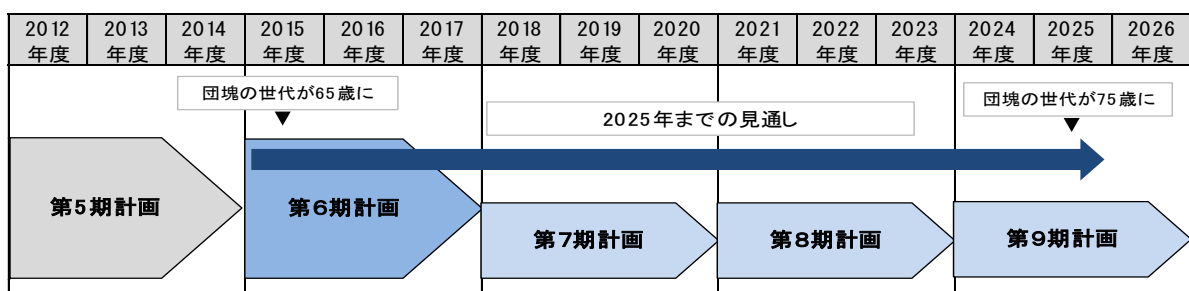
■認定者数と認定率の実績と推計



## 計画の期間

本計画は、第6期計画として、2015年度から2017年度までの3年間で実施する取り組みを定める計画です。

加えて、団塊の世代が75歳以上となる2025年までのサービス水準、給付費や保険料水準などを推計し、中長期的な視野に立った施策を明らかにする中で、第6期の目標数値を設定しています。



## 計画の基本目標

高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指して、基本目標を次のとおり決めました。

地域包括ケアシステムの構築により、  
住み慣れた地域で 誰もが安心して  
暮らし続けることができるまちをつくる

## 計画の基本方針

基本目標を実現するために具体的な取り組み方針として、次の7つの基本方針を設定しました。

- 1 介護予防と自立支援型ケアマネジメントの推進
- 2 在宅医療・介護の連携強化
- 3 可能な限り在宅で生活するための効率的・効果的なサービスの整備
- 4 地域資源の発掘・育成による生活支援サービスの提供体制の整備
- 5 認知症の状態に応じた相談・支援体制の構築
- 6 地域包括支援センターの機能強化
- 7 介護保険の円滑な運営

## 日常生活圏域の設定

身近で即時に対応が可能となるような生活の範囲で、介護、予防、医療、生活支援などのサービスを包括的に提供するための日常生活圏域については、10 圏域とし、住み慣れた地域で生活が続けられるよう地域包括ケアシステムを構築します。



## 基本方針 1

### 介護予防と自立支援型ケアマネジメントの推進

高齢者が生きがいをもって地域で暮らせるよう、ボランティア団体や老人クラブ等と協働しながら活力ある地域づくりを進め、高齢者が互いに集い、交流し、趣味や就労を通じた社会参加の場づくりの支援を行っていきます。そして、より効果的な介護予防事業や高齢者の自立支援のためのケアマネジメントを進め、介護予防の取り組みが住民の主体的な参画によってさらに広がり、健康を保つことのできるまちづくりを進めます。

施策 1-1	交流の場と生きがいづくり	事業 ○は新規
目 標	高齢者の交流と生きがいづくりの場として、地域サロンを全自治会で開催します。	地域サロン活動支援事業 ○レクレッツ事業
	身近な地域でのちょこっとサポーター活動団体を増やし、サポーター活動を支援します。	老人福祉センター管理事業 福祉センター等での高齢者生きがいづくり事業 ○ちょこっとサポーター活動支援事業 老人クラブ活動助成事業 ○生きがいづくりの情報提供窓口
施策 1-2	健康づくりと介護予防	事業 ○は新規
目 標	できるだけ介護が必要とならないよう介護予防を進め、要支援・要介護認定の新規認定者の平均年齢を引き上げます。	特定健康診査・特定保健指導（国民健康保険）がん検診事業 生活習慣病の発症予防と重症化予防 生活習慣の改善事業 ころの健康づくり 介護予防普及啓発事業 介護予防事業対象者把握事業 通所型サービス 介護予防地域サポーター養成講座 ○地域リハビリテーション活動支援事業 ○一般介護予防事業評価事業
施策 1-3	自立支援型ケアマネジメントの推進	事業 ○は新規
目 標	要介護状態又は要支援状態になることを防止、または悪化しないようにします。	自立支援型ケアマネジメント推進のための支援 グループホームの介護支援専門員研修 ○通所介護事業所の研修 ○「自立支援型」の考え方等の市民啓発

## 基本方針 2

### 在宅医療・介護の連携強化

医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境の実現をめざし、在宅医療の充実と介護の連携強化を進めます。

施策 2-1	在宅医療・介護の連携強化	事業 ○は新規
目 標	在宅での看取り数の割合を増加させます。	居宅介護支援事業所等連携会議「医療と連携」ワーキング会議の開催 医療と介護相談窓口の実施 在宅療養支援システムの推進 同行訪問研修 家庭医養成プログラムの実施 小圏域の多職種勉強会 地域の医療・介護等の資源把握・情報提供 ○在宅医療・介護関係者の研修 ○出前講座等の実施 ○切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

### 基本方針3

#### 可能な限り在宅で生活するための効率的・効果的なサービスの整備

これまでの基盤整備の進捗や高齢者のニーズをふまえ、医療ニーズの高い高齢者や中程度の要介護状態（要介護3）になっても在宅生活が可能となるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等、在宅生活を支える基盤整備を図ります。基盤整備にあたっては、地域における介護予防や高齢者の在宅生活を支えるための活動拠点となる地域交流スペースの確保を推進します。

施策 3-1	効率的・効果的なサービスの整備	事業 ○は新規
目 標	要介護状態が中重度（要介護度3～5）になっても在宅生活が可能になるよう、在宅サービスの基盤整備を行います。	事業所指導 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護 ○介護人材確保の支援啓発事業 施設（事業所）指導 生活支援ハウス運営事業 高齢者住居提供事業 サービス付き高齢者向け住宅の利用者調査・指導 老人保護措置事業
	介護予防や高齢者の在宅生活を支えるための活動拠点となる地域交流スペースの確保を図ります。	○地域交流スペースの設置

### 基本方針4

#### 地域資源の発掘・育成による生活支援サービスの提供体制の整備

生活支援サービスの提供体制を整備するため、ボランティア等生活支援サービスの担い手の養成や発掘、地域資源の開発やネットワーク化に取り組む生活支援コーディネーターの配置を進めます。また、多様なサービスの実施主体の情報交換、研修等を行うため、協議体を設置し、連携会議開催します。

施策 4-1	生活支援サービスの充実	事業 ○は新規
目 標	2017年度から全圏域（10圏域）で多様な介護予防や生活支援サービスを実施します。	配食サービス見守り事業 緊急通報システム事業 生活管理指導員派遣事業 生活管理指導 短期宿泊事業 寝具乾燥消毒サービス ○介護予防・生活支援サービス事業推進 ○専門的な通所介護・訪問介護サービス事業 ○ちょこっとサポートマネジメント事業
	地域資源の発掘及び育成、開発を進めます。	高齢者生きがいづくり事業 ○ちょこっとサポーター養成事業 ○ちょこっとサポーター活動支援事業 ○生活支援コーディネーターの配置 ○介護予防・生活支援サービス連携会議の設置

## 基本方針5

### 認知症の状態に応じた相談・支援体制の構築

認知症高齢者が今後急速に増えていくことが見込まれていることから、認知症に関する相談に対して、早期の対応と支援を行う体制を整備します。

また、認知症を正しく理解し活動する認知症サポーターの養成やキャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座を開催し講師役を務める人）の活動支援等を推進し、認知症の人やその家族にやさしい地域づくりを積極的に推進します。

「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会」の実現をめざすため、高齢者虐待への対応や地域福祉権利擁護事業との連携、また成年後見制度の利用促進を図ります。

施策 5-1	早期に対応できる体制の推進	事業 ○は新規
目 標	専門医や多職種で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の初期段階から、相談・支援を行える体制をつくります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症初期集中支援チームの設置</li> <li>○認知症地域支援推進員の配置</li> <li>○認知症ケアパスの作成</li> <li>保健指導の充実</li> <li>介護予防普及啓発事業</li> </ul>
	東近江圏域に設置される認知症疾患医療センターや医師会の認知症相談医、認知症サポート医と連携し、認知症を早期に診断し、必要な生活支援ができるしくみをつくります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座</li> <li>基本チェックリストの活用</li> <li>○セルフチェックシートの作成・配布</li> <li>本人・家族への支援</li> <li>○（若年性認知症）本人・家族へ聞き取り調査の実施</li> <li>○（若年性認知症）事業所への聞き取り調査の実施</li> <li>○認知症啓発事業</li> </ul>
施策 5-2	助け合える地域づくりの推進	事業 ○は新規
目 標	認知症高齢者を地域で見守る体制を進め、市内全域で見守りネットワーク体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域団体の資源調査と連携・地域の見守り体制の把握と体制づくりの支援</li> <li>認知症高齢者見守りネットワーク事業</li> <li>○行方不明高齢者の現状の把握と分析</li> </ul>
	キャラバン・メイトの養成を行い、認知症サポーター養成講座の継続開催等、啓発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャラバン・メイト養成講座</li> <li>認知症サポーター養成講座</li> <li>広報啓発活動</li> <li>○キャラバン・メイトの活動促進</li> </ul>
	介護に関する学びの場やリフレッシュできる場、介護者同士が繋がりを持つことができる場を設けます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族介護者の会の支援</li> <li>介護事業所への支援</li> <li>相談体制</li> <li>徘徊高齢者位置探索機購入助成事業</li> <li>介護用品購入助成</li> <li>○認知症高齢者と家族の居場所づくり</li> </ul>
施策 5-3	権利擁護の推進	事業 ○は新規
目 標	高齢者虐待に関する初期相談・早期対応ができる体制を充実し、認知症があっても尊厳を保ち、その人らしい生活ができるよう、認知症高齢者の権利や生命を守る取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者虐待対応短期宿泊事業</li> <li>高齢者虐待防止ネットワーク事業</li> <li>啓発活動事業</li> <li>成年後見制度利用支援事業</li> <li>権利擁護・成年後見相談支援事業</li> <li>○虐待対応マニュアルの改訂</li> </ul>



## 基本方針6

### 地域包括支援センターの機能強化

本市では、これまで市役所本庁に地域包括支援センターを配置し、相談の対応にあたってきました。今後は市民が安心して相談できる身近な相談窓口として、支所に地域包括支援センターブランチを設置し、より身近な場所で、相談対応や実態把握を行います。

本庁の地域包括支援センターには専門職を担当区域毎に配置するとともに、専門機関と連携し、認知症や虐待などの困難なケースに対応するほか、新たな課題に対応できるように職員体制の整備を図ります。

施策 6-1	地域包括支援センターの機能強化	事業
目 標	地域包括支援センターの機能と役割を明確にし、予防、相談、高齢者虐待対応等に関する専門性を高め、関係機関との連携を図ります。	地域包括支援センターの体制整備 地域包括支援センターの機能等の周知事業 圏域地域ケア会議 地域包括支援センターにおける専門職等の確保と各種研修等への参加

## 基本方針7

### 介護保険の円滑な運営

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮し続けられるよう、介護保険の円滑な運営を行います。制度の意義や仕組み、サービスの利用方法等について、市民に正しい理解が得られるよう、広報誌やホームページを通じて、啓発に取り組みます。介護が必要な人に必要なサービスが適正に提供されるよう、適正・公平な介護認定、ケアマネジメントの点検と介護給付費の適正化を徹底します。本計画の進捗管理については、介護保険運営協議会にて、年度ごとに実施効果や目標数値、達成時期等の現状分析、評価点検を行います。

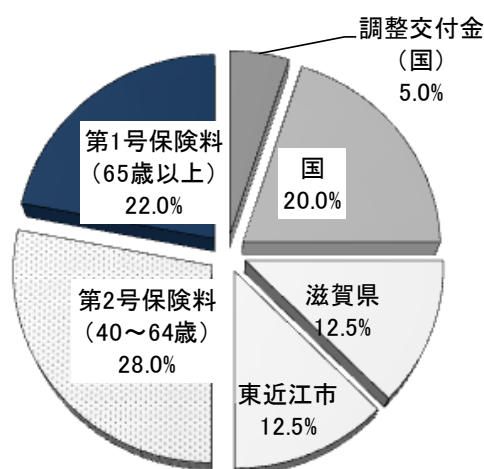
施策 7-1	介護保険の円滑な運営	事業
目 標	計画の確実な実施により、2025年度までの中長期的な視点で介護保険運営の円滑化と介護保険財政の健全化を図ります。	介護保険制度の周知 計画の進捗管理と評価・公表 介護給付費の適正化 ケアマネジメントの適正化 要介護認定の公平性確保 社会福祉法人等の利用者負担軽減制度の実施



## 介護保険事業に係る費用の構成

介護保険事業に係る事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料と国・県・市の負担金、国の調整交付金で賄われます。第1号保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進行を反映して、第5期では21%でしたが、第6期では22%となります。また、2020年度では23%、2025年度では24%として推計しています。

介護保険事業の財源構成  
(居宅給付費の場合)



## 第1号被保険者の介護保険料

第6期における第1号被保険者介護保険料の月額基準額は5,200円になります。

区 分		負担割合	保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>老齢福祉年金受給者等で世帯全員が住民税非課税の方</li> <li>世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入+合計所得が80万円以下の方</li> </ul>	0.50	31,200
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入+合計所得が120万円以下の方	0.75	46,800
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第1段階・第2段階に該当しない方	0.75	46,800
第4段階	本人が住民税非課税(世帯に課税の方がいる)で、課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の方	0.90	56,160
第5段階	本人が住民税非課税(世帯に課税の方がいる)で、課税年金収入+合計所得金額が80万円を超える方	1.00	62,400
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	1.20	74,880
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	81,120
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	93,600
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.70	106,080
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の方	1.75	109,200

### 第6期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版

発行年月：平成27年3月 発行：東近江市 編集：東近江市健康福祉部長寿福祉課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

電話:0748-24-5645 0748-24-5678 ファックス:0748-24-1052

IP : 0505-801-5645 0505-801-5678